

<p>① 件 名</p>																					
<p>石巻市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画の策定について</p>																					
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>																					
<p>【背景】 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から「特定健康診査等実施計画」の策定及び特定健康診査・特定保健指導を実施することが保険者に義務付けられ、本市においては、平成20年3月に第1期計画（平成20年度～平成24年度）、平成25年3月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定した。 また、平成26年4月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」が改正され、保険者は健康・医療情報のデータ分析に基づいた「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定して保健事業を推進するものとされたことから、平成28年3月に第1期（平成28年度～平成29年度）となるデータヘルス計画を策定している。</p> <p>【目的】 データ分析に基づいた効率的かつ効果的な保健事業や生活習慣病による重症化予防を推進するとともに、被保険者の健康保持と医療費適正化を図るため、これまでの2つの計画を一体的に策定するもの。</p>																					
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>																					
<p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p> <p>【総合計画との整合性】 総合計画の位置付け：有・無 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする 1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p> <p>【個別計画との整合性】 第2次石巻市健康増進計画 石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 宮城県医療費適正化計画</p>																					
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>																					
<table border="0"> <tr> <td>平成18年</td> <td>6月</td> <td>「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正（平成18年法律第83号）</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>3月</td> <td>「第1期特定健康診査等実施計画」策定</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>3月</td> <td>「第2期特定健康診査等実施計画」策定</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>4月</td> <td>「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正（平成26年厚生労働省告示第140号）</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>3月</td> <td>「第1期保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>9月</td> <td>「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きについて」通知（厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡）</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>1月</td> <td>石巻市特定健康診査等実施連絡会議委員による検討</td> </tr> </table>	平成18年	6月	「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正（平成18年法律第83号）	平成20年	3月	「第1期特定健康診査等実施計画」策定	平成25年	3月	「第2期特定健康診査等実施計画」策定	平成26年	4月	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正（平成26年厚生労働省告示第140号）	平成28年	3月	「第1期保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定	平成29年	9月	「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きについて」通知（厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡）	平成30年	1月	石巻市特定健康診査等実施連絡会議委員による検討
平成18年	6月	「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正（平成18年法律第83号）																			
平成20年	3月	「第1期特定健康診査等実施計画」策定																			
平成25年	3月	「第2期特定健康診査等実施計画」策定																			
平成26年	4月	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正（平成26年厚生労働省告示第140号）																			
平成28年	3月	「第1期保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定																			
平成29年	9月	「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きについて」通知（厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡）																			
平成30年	1月	石巻市特定健康診査等実施連絡会議委員による検討																			

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）（第1章～第2章、第4章～第7章）</p> <p>(1) 主な内容 保険者が保有する健康・医療情報を活用して、PDCA サイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る。</p> <p>(2) 目標 中長期的な目標：虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症による新規透析患者を減らす 短期的な目標：虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の共通リスクとなる高血圧、糖尿病、脂質異常症の治療者を増やす。</p> <p>2 第3期特定健康診査等実施計画（第3章）</p> <p>(1) 主な内容 メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見及び重症化予防を図る。</p> <p>(2) 目標 特定健康診査受診率60% 特定保健指導実施率60%</p> <p>3 計画期間 平成30年度から平成35年度まで</p> <p>※第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画概要 別添</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 データヘルス計画、特定健康診査等実施計画に基づいた生活習慣病の重症化予防を実施することにより、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等への進展を予防し、健康寿命の延伸及び医療費適正化に寄与することができる。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>他市町村においても同様の計画を策定する。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成30年3月 石巻市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健康診査等実施計画を策定</p> <p>4月 石巻市国民健康保険運営協議会に報告 市民への周知（ホームページ掲載、各種健康関連研修会等）</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>